

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設に関する基本事項

道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、等の公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なものに関して、景観計画に次の事項を定めることができる。(法第8条)

1) 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備は、景観計画に即して行わなければならない。

2) 景観重要公共施設に係る占用許可の基準

占用許可に当たっては、本山町景観計画に定める「行為の制限」(29ページ表)に即して判断することとする。

2. 公共施設による景観形成を図る区域と対象物

景観計画区域内には、①国道・県道・町道があり、②吉野川をはじめとする5河川があり、③多くの橋梁が架かり、④自然公園として帰金山公園がある。町の財政規模に配慮して、これらの中から目的を絞り、実効性の高い施策につなげたい。

現時点では、景観形成に大きく影響する施設として、「吉野川流域区域」にあって、吉野川を横断する橋梁を、景観重要公共施設の指定候補とする。国及び高知県など関係機関との協議を経て、対象とする橋梁を確定することとする。

なお、河川法に定める河川ではないが、その末と言える「井」を用水路という公共施設として指定する。野中兼山公の遺構で、市街地の背山を流れる「本山上井・下井」や、行川流域の水田を潤している「下関井」は、磨けば輝く珠玉の歴史的遺産である。

水の景色は音の景色につながり、人びとの暮らしにつながり、坂の町本山にふさわしい疎水景観をもたらしている。「本山上井・下井」の一部は吉野川流域区域内にあり、主として農業用水として、周辺住民に恵澤をもたらしているが、その頭首工(取水地点の堰堤等)は樅ノ川流域区域にある。流路の大半は深い森の中を流れるが、管理用の側道もあり、整備すれば「セラピーロード」の認定を受ける可能性を秘めている。

*セラピーロードについて

全国的な組織である「特定非営利活動法人 森林セラピーソサエティ」が認定する散策路のこと。認定はフィールド実験に基づき、専門家による科学的効果の検証によりなされる。高知県内では津野町と梼原町において、セラピーロード等が認定されている。

3. 重要公共施設の整備に関する方針

- 1) 当該橋梁及び「井」の管理者は、良好な景観を形成するため、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとする。
- 2) 車道及び歩道の構造や仕上げは、歩行者の安全性と快適性に配慮したものとする。
- 3) 交通安全施設等の色彩及び形状は、景観計画に定める建造物に関する景観形成基準に準じ、周辺の景観と調和するよう配慮する。
- 4) 橋梁の整備に併せ、河川及び河川敷の整備等を行う場合は、周辺における景観形成を妨げないように配慮し、適切な緑化等に努めるものとする。
- 5) 橋梁の整備にあたっては、地域固有の木材や石材等の景観素材の使用に配慮して、周辺の景観と調和した形態意匠とする。
- 6) 「井」については、その管理用道路等の整備を図り、公共場としてのアプローチのしやすさを確保するよう努める。

4. 重要公共施設の指定（案）

景観重要公共施設の指定候補は、(a)本山東大橋、(b)渡津橋（沈下橋）、(c)旧日本山大橋、(d)本山大橋、(e)飛岩橋（沈下橋）、(f)土佐本山橋、(g)吉田橋の7橋梁及び(8)下関井、(21)本山上井・下井とする。

指定にあたっては、国、県、関係機関との連携協議を行う。

第8章 屋外広告物等の設置に関する事項

1. 屋外広告物等に関する方針

- 1) 規制の対象は、看板、廣告板等及び自動販売機の設置とする。
- 2) 歴史性を有する市街地の景観及び農村景観との調和を図ることを目的に、高知県屋外広告物条例に準拠した規制を行う。
- 3) 広告物の形状・面積等の規制を行うが、周辺景観との調和を図ることについては、設置者自らが取組むものとする。

2. 行為の制限

前掲（第5章）の行為の制限（29ページ）及び届出行為の規模（30ページ）による。